

米政府、「模倣品・海賊版対策に係る年次報告書」を発表

2011年2月9日
JETRO NY 中楨、横田

ビクトリア・エスピネル知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator: IPEC)¹は、7日、08年10月に成立した包括的模倣品・海賊版対策強化法 (PRO-IP法)²³に基づく、初めての「2010年版模倣品・海賊版対策に係る年次報告書 (2010 U.S. Intellectual Property Enforcement Coordinator Annual Report on Intellectual Property Enforcement)⁴」を発表した。

同年報は PRO-IP 法の主要項目の一つであり、同法に基づいて大統領府に新設された IPEC が、政府の模倣品・海賊版対策に係る取組等について取りまとめ、議会へ提出するとともに広く公衆へ供することとされているもの。PRO-IP 法施行に伴って今回初めて策定されたものとなる。

同年報の内容は、昨年6月に策定された「模倣品・海賊版対策共同戦略プラン」⁵で示された戦略アクションのその後の進捗状況をはじめ、執行当局による取締状況、関係省庁による模倣品対策の取組紹介などとなっている。

エスピネル IPEC は、同年報の発表に際し、同日付でホワイトハウス・ブログに記事を投稿し⁶、主要な模倣品・海賊版対策活動の成果として以下を挙げている。

- 民間部門の自主的な取組として、アメリカンエクスプレスやビザ、グーグル、ヤフーなどの企業が、消費者の啓発や情報共有、不法なオンライン上の医薬品販売 (薬局) に対する自主的な執行措置を行う非営利法人の設立に合意。同企業らは、不法販売者による消費者へのアクセス防止や、オンライン決済処理の利用等による合法性獲得などにより重要な役割を担うことができる。
- 米通商代表部は、世界貿易の50%以上を担う38ヶ国との模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) 交渉を妥結に至らした。
- 執行当局の取締活動の向上として以下を紹介。
 - ・1億ドル価値相当の模倣品を含む、2つの史上最大規模の取締を実施。

¹ [090928【米国IP情報】オバマ大統領、知的財産執行調整官 \(IPEC\) にエスピネル元知財担当通商代表補を指名 \(PDF\) 参照](#)

² [081014【米国IP情報】包括的模倣品対策強化法案 \(PRO-IP法案\) が成立 \(PDF\) 参照](#)

³ [PRO-IP Act \(Public Law 110-403\) 条文](#)

⁴ [2010年版模倣品・海賊版対策に係る年次報告書 \(PDF\)](#)

⁵ [100623【米国IP情報】米政府、「模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プラン」を発表 \(PDF\) 参照](#)

⁶ [2月7日付ホワイトハウス・ブログ記事](#)

- ・4千万ドルを超える窃盗被害を与えた案件2つを含む、多数の営業秘密(trade secret)案件に注力。
 - ・模倣品・海賊版販売サイトを取り締まる活動として「Operation In Our Sites」を立ち上げ、90以上のドメインネームを没収。
 - ・偽造コンピューターネットワーク機器販売を重点的に起訴し、30以上の有罪判決を導くとともに、1億4千万ドル価値相当以上の模倣品を没収。
 - ・30ヶ国以上が参加した世界規模での執行活動により、300近くの偽造麻薬販売サイトを閉鎖。
 - ・取締当局による10年度の捜査や逮捕件数、没収件数等は前年度に比し、いずれも大幅増加。
- 政府調達時においては、技術中立的(Technology Neutral)であるべきであり、全ての技術は適切にライセンスされる必要があるとした政府方針を職員にリマインドさせる声明を発表した。

なお、年報発表に続く8日、オバマ大統領は、知的財産の執行に関する政府横断的な諮問委員会の設立を指示する大統領令(Executive Order)⁷を発令した。同大統領令によると、関係省庁の幹部で構成される「上級知財執行諮問委員会(Senior Intellectual Property Enforcement Committee)」と、PRO-IP法でその設立が規定されている「知財執行諮問委員会(Intellectual Property Enforcement Committee)⁸」の2つの委員会を設立するとのことである。

(了)

⁷ [2月8日付大統領令、同大統領に関する2月8日付ホワイトハウス・ブログ記事\(エスピネル IPEC 投稿\)](#)

⁸ 上院の承認を受けた関係省庁代表から構成される。